

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">第 1 公益事業用財産の非課税に関する取扱い</p> <p>1～9 (省略)</p> <p>10 <u>2年を経過した日までにその用に供しない又は供しなくなったこと</u></p> <p>11 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 持分の定めのない法人に対する贈与税の取扱い</p> <p>12～21 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 公益事業用財産の非課税に関する取扱い</p> <p>(<u>2年を経過した日までにその用に供しない又は供しなくなったこと</u>)</p> <p>10 法第21条の3第2項において準用する法第12条第2項に規定する「<u>2年を経過した日までに当該財産をその公益を目的とする事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合</u>」とは、財産取得の日から2年を経過した日(以下11までにおいて「2年を経過した日」という。)において、贈与により取得した財産を法施行令第2条の規定に該当する事業の用に供していない場合のほか次のいずれかの事実があると認められる場合をいうのであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) . . .</p> <p style="text-align: center;">第 2 持分の定めのない法人に対する贈与税の取扱い</p> <p>(その運営組織が適正であるかどうかの判定)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">第 1 公益事業用財産の非課税に関する取扱い</p> <p>1～9 (同左)</p> <p>10 <u>2年を経過した日においてなおその用に供していないこと</u></p> <p>11 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 2 持分の定めのない法人に対する贈与税の取扱い</p> <p>12～21 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 1 公益事業用財産の非課税に関する取扱い</p> <p>(<u>2年を経過した日においてなおその用に供していないこと</u>)</p> <p>10 法第21条の3第2項において準用する法第12条第2項に規定する「<u>2年を経過した日において、なお当該財産を当該公益を目的とする事業の用に供していない場合</u>」とは、財産取得の日から2年を経過した日(以下11までにおいて「2年を経過した日」という。)において、贈与により取得した財産を法施行令第2条の規定に該当する事業の用に供していない場合のほか次のいずれかの事実があると認められる場合をいうのであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) . . .</p> <p style="text-align: center;">第 2 持分の定めのない法人に対する贈与税の取扱い</p> <p>(その運営組織が適正であるかどうかの判定)</p>

改正後	改正前
<p>15 法施行令第33条第3項第1号に規定する「その運営組織が適正である」かどうかの判定は、財産の贈与等を受けた法人について、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行うものとして取り扱う。</p> <p>(1) 次に掲げる法人の態様に応じ、定款、寄附行為又は規則（これらに準ずるものを含む。以下同じ。）において、それぞれ次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>イ～ハ ……</p> <p>(注) ……</p> <p> <u>1</u> ……</p> <p> <u>2</u> ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) 贈与等を受けた法人が行う事業が、原則として、その事業の内容に応じ、その事業を行う地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有していること。この場合において、例えば、次のイからヌまでに掲げる事業がその法人の主たる目的として営まれているときは、当該事業は、社会的存在として認識される程度の規模を有しているものとして取り扱う。</p> <p>イ～チ ……</p> <p> リ 学校教育法第124条((専修学校))に規定する専修学校又は同法第134条第1項((各種学校))に規定する各種学校を設置運営する事業で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p> (イ) <u>学生等の定数</u>は、原則として80人以上であること。</p> <p> (ロ) ……</p> <p>ヌ ……</p>	<p>15 法施行令第33条第3項第1号に規定する「その運営組織が適正である」かどうかの判定は、財産の贈与等を受けた法人について、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行うものとして取り扱う。</p> <p>(1) 次に掲げる法人の態様に応じ、定款、寄附行為又は規則（これらに準ずるものを含む。以下同じ。）において、それぞれ次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>イ～ハ ……</p> <p> <u>(注) 1</u> <u>特例社団法人又は特例財団法人（整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって同法第106条第1項（同法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の移行の登記をしていない法人又は同法第131条第1項の規定により同法第45条の認可を取り消された法人をいう。）については、法令に別段の定めがある場合を除き、上記ハに準じて取り扱うことに留意する。</u></p> <p> <u>2</u> ……</p> <p> <u>(1)</u> ……</p> <p> <u>(2)</u> ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) 贈与等を受けた法人が行う事業が、原則として、その事業の内容に応じ、その事業を行う地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有していること。この場合において、例えば、次のイからヌまでに掲げる事業がその法人の主たる目的として営まれているときは、当該事業は、社会的存在として認識される程度の規模を有しているものとして取り扱う。</p> <p>イ～チ ……</p> <p> リ 学校教育法第124条((専修学校))に規定する専修学校又は同法第134条第1項((各種学校))に規定する各種学校を設置運営する事業で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p> (イ) <u>同時に授業を受ける生徒定数</u>は、原則として80人以上であること。</p> <p> (ロ) ……</p> <p>ヌ ……</p>